

協会運営規則抜粋

(役員 の 推薦)

第6条 定款第23条第1項に規定する役員は、次の(1)及び(2)の基本理念により、理事会において候補者を選出し、総会の決議によって選任する。また、総会で選任された理事のうちから、理事会において会長及び副会長等を選定する。

- (1) 協会の役員は、正会員の総意に基づき、民主的に選出されなければならない。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律の定め に適合するように選出されなければならない。

2 役員候補者の推薦基準は次のとおりとする。

(1) 理事推薦基準

協会（旧奈良県防災調査者協会の会員含む）の正会員として2年以上の活動経験がある者とし、定款第24条の定め に則して選出する。

(2) 会長推薦基準

イ. 会長候補者は、理事又は監事の経験がある者とし、理事2名の推薦があること。

ロ. 上記イによる推薦は、別に定める期間内に所定の書式の書面を理事会に提出する。

ハ. 会長候補者が複数の場合は、理事会において過半数の推薦を得た者とする。ただし、過半数の推薦を得られなかった場合は、上位2名による決選投票とする。

ニ. 候補者のない場合は、理事会において選出する。

(3) 副会長推薦基準

会長の推薦による候補者を2名とする。

(4) 役職兼務の制限

定款第24条第4項に規定する協会以外の建築に係る業務団体又は事業者団体の長とは、次に掲げる団体の長とする。

一般社団法人奈良県建設業協会（正会員を含む）及びその上部団体

一般社団法人奈良県建築士会及びその上部団体

一般社団法人奈良県建築士事務所協会及びその上部団体

公益社団法人日本建築家協会近畿支部奈良地域会及びその上部団体

一般財団法人なら建築住宅センター